

## 5 条森林及び林地開発許可制度について

### 1 5 条森林について

- ・森林法第 5 条で定める地域森林計画の対象森林
- ・自然的・経済的・社会的諸条件周辺地域の土地利用の状況から判断し、森林として利用することがふさわしい森林
- ・林地開発行為後の 5 条森林は、地域森林計画対象森林から除外される。

### 2 林地開発許可制度について（現行）

(1) 目的 公益的機能を有する森林を無秩序な開発から守り、森林の適切な利用を図る。

#### (2) 根拠法令・制度

森林法 第 10 条の 2 [開発行為の許可] の規定により、地域森林計画の対象民有林（森林法第 5 条）で「1 ヘクタールを超える開発」をする場合には、県知事（権限移譲市長）の許可を受けなければならない。

(3) 許可権者 権限移譲市以外は県知事が許可を行う

（権限移譲市：静岡市、浜松市、沼津市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市の 7 市）

※緑恵台住宅団地開発案件当時は県知事が許可権者

#### (4) 許可制の対象となる開発行為

土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、1 ヘクタールを超える開発行為が対象になる。

#### (5) 許可基準（森林法第 10 条の 2 第 2 項第 1～3 号、第 3 項）

災害の防止	土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないようえん堤等を設置すること。
水害の防止	水害を発生させるおそれがないよう洪水調整池等を設置すること。
水の確保	水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないよう貯水池や沈砂池等を設置すること。
環境の保全	周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないよう相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われること。

### 3 緑恵台住宅団地開発について ※H17 以前は県許可事務のため県庁森林保全課への聴き取り

- ・当時、「静岡県林地開発許可事務取り扱い要領」に基づき林地開発許可事務を行ったものと推測される（文書保存年限により残存情報は台帳データのみ）。
- ・同要領において、切土、盛土、捨土の許可基準及び調整池の設計基準などが定められていた。